

令和8年度就学援助(準要保護)の申請について

能代市では、経済的な理由により小・中学生の教育費の負担が困難なご家庭に、学用品費、修学旅行費等の援助を行っています。

令和8年度の申請を下記のとおり受け付けます。申請用紙は、各学校、教育委員会に備え付けておりますので、必要な方はお申し出ください。

なお、令和8年4月に小・中学校に入学予定のお子様がいる保護者の方で、新入学用品費入学前支給の申請を既にされている方も、新年度分を再度申請する必要があります。

就学援助受給条件

次のいずれかに当てはまる場合

- 保護者(世帯)の所得が生活保護基準の1.2倍未満である。※
- その他、災害などの特別な事情で生活に困窮している。

[注意] 児童自立支援施設に入所している児童生徒は対象外です。

【所得のめやす】(令和8年度基準額) ※あくまで参考です。

世帯構成	世帯所得(年)
父(40歳)・母(40歳)・子(14歳・9歳)	355万円以下
母(35歳)・子(7歳)	270万円以下
祖父(70歳)・祖母(65歳)・父(36歳)・母(32歳)・子(15歳・10歳・3歳)	458万円以下

※令和7年中の給与所得又は公的年金等に係る所得がある人は、所得から10万円を控除した額を所得とします。

提出書類

① 就学援助申請書

- ※ 委任状欄は、内容を確認した上でご記入ください。
- ※ 生活保護を受けている世帯は、申請書等の提出は不要です。

② 添付書類

・振込口座の通帳の写し

・世帯員全員の令和7年分の確定申告書又は源泉徴収票の写し

認定作業を行うために必要です。また、6月上旬に市の保有する税関係情報(所得情報)により確認、審査を行います。

添付書類に関する注意点

- ※ 「令和7年度所得・課税証明書」の提出は不要です。
- ※ 公的年金受給者は、公的年金の源泉徴収票の写しが必要です。
- ※ 世帯分離している分の各種証明書は不要です。
- ※ 非課税収入分(失業保険、遺族年金、障害年金)は添付不要です。

申請書の提出期限

令和8年3月13日(金)

- ※ 5月1日以降に申請した場合は、認定は申請書受付月からとなります。

申請書の提出先

各学校、学校教育課、能代教育事務所

- ※ 兄弟姉妹がいる場合、小・中学校どちらに提出してもかまいません。
世帯で1部の提出で構いません。世帯の状況に全員の氏名等を記入してください。

受給資格の認定

保護者(世帯)の所得状況等を審査の上、6~7月中に結果を郵送します。

- ※ 6~7月に市の保有する税関係情報(所得情報)により審査を行います。

【問い合わせ先】 学校教育課 (TEL 73-5281)、各学校

就学援助額及び支給時期 [予定 援助額・支給時期は変更となる場合があります。]

費目	援助額(予定)	支給時期
① 学用品費及び通学用品費	小学生 年額 15,600円 中学生 年額 30,600円 (年度途中の認定、取消しの場合は月割り)	7月下旬(4~7月分) 11月下旬(8~11月分) 3月上旬(12~3月分)
② 体育実技費	授業で使用するスキー用具等 (支給の制限・限度額有り)	原則7月下旬
③ 新入学用品費	小学生 32,150円／中学生 40,500円 (原則入学前の支給。 ただし4月に認定された1年生も対象)	入学前2月 または 6月下旬～7月上旬
④ 修学旅行費	共通経費として学校集金した額	小学校 10月下旬 中学校 7月下旬 ※ 経費確定後、精算払
⑤ 通学費	遠距離通学でバスを利用した場合の定期代等	原則3月上旬
⑥ 医療費	学校定期検診で治療の必要性があるとされ、学校から治療の指示を受けた、う歯(矯正治療は対象外)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等の自己負担額。治療前に学校から医療券の交付を受けること。	4~5月医療券交付なし 6月審査後から交付 ※ 生活保護を受けている世帯は、随時交付
⑦ 校外活動費	共通経費として学校集金した額 (支給の制限・限度額有り)	3月上旬
⑧ 生徒会費	共通経費として学校集金した額 (支給の制限・限度額有り)	3月上旬
⑨ オンライン学習通信費	月額500円(固定) (支給の制限有り)	3月上旬

※ 生活保護を受けている世帯は、④修学旅行費、⑦医療費、⑧校外活動費のみの支給となります。

医療費について (要保護世帯は随時交付、準要保護世帯は下記の取り扱いとなります。)

- ・学校の定期健診で、治療の指示を受けた特定の疾病が対象となります。
- ・4月・5月は、医療券は交付されません。治療費について保護者の自己負担となる場合がありますので、領収書の保管をお願いいたします。
- ・6月の所得審査後は、学校から保護者へ医療券が交付され、自己負担なしで治療できます。

【4月・5月に受診の場合】

学校の定期健診で治療の指示	→ 有り：自己負担で受診 (マル福は使用しない) <u>領収書の写しを学校へ</u>	→ 所得審査後、保護者へ支払。 不認定の際は支払われません。 (市民保険課へ領収書を提出するとマル福適用分は返金されます。)
	→ 無し：自己負担で受診 (マル福使用可)	

【6月以降に受診の場合】

学校の定期健診で治療の指示	→ 有り：学校から医療券をもらう → 病院で治療 自己負担なしで受診できます。
	→ 無し：自己負担で受診 (マル福使用可)

※ 定期健診前の受診に伴う領収書や、学校からの治療の指示がないものは対象外です。
この場合はマル福を使用できます。